

## 介護予防・日常生活支援総合事業 基本料金表

（ 1 単位 10 円 として計算 ）

サービスの名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問型サービスⅠ ( 独自 ) (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス (事業対象者・要支援1・2)	11,760円 (1月あたり)	1,176円/月 287円/回	2,352円/月 574円/回
訪問型サービスⅡ ( 独自 ) (1月につき)	週2回程度の訪問型サービス (事業対象者・要支援1・2)	23,490円 (1月あたり)	2,349円/月 287円/回	4,698円/月 574円/回
訪問型サービスⅢ ( 独自 ) (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型 サービス (事業対象者・要支援2)	37,270円 (1月あたり)	3,727円/月 287円/回	7,454円/月 574円/回

上記の基本利用料は、池田町が定める金額であり、これが改正された場合は、これら基本利用料も自動的に改正されます。

### 【加算】

上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

☆ **初回加算**……200 単位

新規に訪問型サービス計画を作成した場合に、料金をお支払いしていただきます。

☆ **特別地域加算**

当事業所は介護保険法の定めによる特別地域に立地するため、訪問型独自サービス特別地域加算が15%加算されます。

☆ **介護職員処遇改善加算**

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。当事業所は介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)を算定し、22.4%加算されます。